

香芝市告示第 188 号

地方税法（昭和25年法律第226号）第15条の8第2項の規定に基づく差押調書（謄本）を交付すべきところ、送達を受けるべき者の住所等が明らかでなく送達が困難なため、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2及び香芝市税条例（昭和32年条例第2号）第18条の規定により、次のとおり公示送達をします。

この公示送達に係る関係書類は、当市収税課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付します。

また、地方税法第20条の2第3項の規定により、掲示を始めた日から起算して7日を経過したときは、書類の送達があったものとみなします。

令和7年9月11日

香芝市長 三橋 和史

送達を受けるべき者
略